

2020年2月5日

第444号

毎月5日の発行
定価1部10円 年500円(共
組合員の購読料は組合費の中に含む)

林野労組

発行所

全国林野関連労働組合

東京都千代田区霞が関1-2-1

☎ 03-3519-5981

Fax 03-3519-5984

予算・要員の確保を求める

概算決定等を林野庁が説明

本部は1月9日、2020年度予算概算決定等について、林野庁より説明を受けました。

本部は1月9日、2020年度予算概算決定等について、林野庁より説明を受けました。説明に対し本部は、①森林経営管理制度に係る市町村を支援する予算措置の状況、②林業労働者の労働条件、特に賃金・労働安全対策の向上に係る予算措置、③森林吸

収源対策に係る森林整備の見込み量。また、第2約束期間の積み残しに係る解消策等について回答を求めました。

林野庁からは、①森林経営管理制度を運用する上で、必要な知識やノウハウを集積・分析し、市町村等に提供する事業を新たに拡充、②林業への新規就業者の確保に向けて

は、就職氷河期世代、シニア世代を含めた幅広い世代を対象にした取り組みを行うなど、引き続き、林業労働力の確保に努める。労働安全対策については、補正予算において、林業経営体の経営力の向上や労働安全衛生対策の強化に取り組み予算を確保、③令和2年度については、当初と補正を合わせて、52万haの森林整備が可能と見込んでいます。

森林整備予算については、あらゆる機会を捉えて確保に努める。また、市町村の森林環境譲与税を活用する森林整備も含めて、必要な量が確保されるよう取り組む、と回答がありました。

また、本部は、国有林野事業について、林野庁職員1/4が55歳以上ということが、最大の課題である。今後の組織の全体像をしっかりと示し、当面する要員体制の確保、ポストギャップの解消、現場管理機能を確立等の課題について、具体的対策、考え方を示すべき、と強く要求しました。

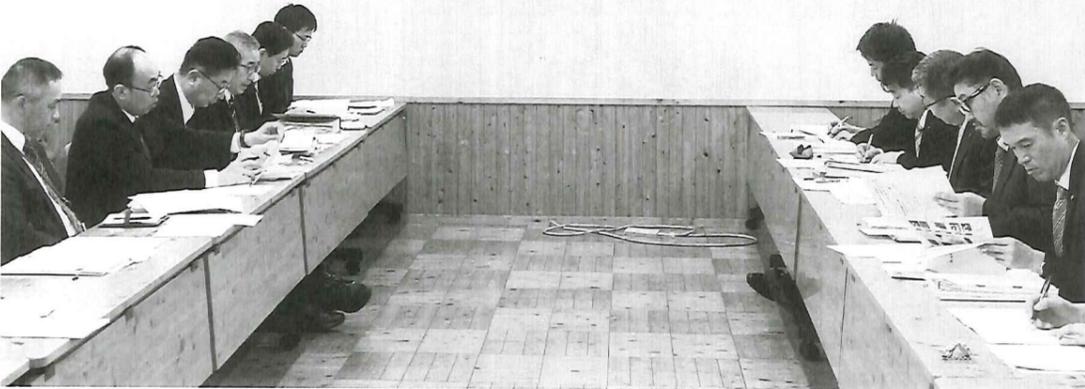
これに対し、林野庁は、引き続き、要員要求を行いつつ、必要なポストに人員を配置し、適切な現場管理ができて

将来の組織像の提示を求める

提示を求める

本部は、組織・定員要求について、林野庁職員の1/4が55歳以上ということが、最大の課題である。今後の組織の全体像をしっかりと示し、当面する要員体制の確保、ポストギャップの解消、現場管理機能を確立等の課題について、具体的対策、考え方を示すべき、と強く要求しました。

これに対し、林野庁は、引き続き、要員要求を行いつつ、必要なポストに人員を配置し、適切な現場管理ができて



予算・要員の確保を求める中央本部

本部は、事前説明にて示されていた「参加者を絞った電子掲示板」の開設申請が処理されていないことから、早急な対応策を求めました。



要求実現に向けて意思統一した代表者会議

新たな活用方法を示す

林野庁ポータル更改で当局

本部は、事前説明にて示されていた「参加者を絞った電子掲示板」の開設申請が処理されていないことから、早急な対応策を求めました。

これに対し、林野庁は、引き続き、要員要求を行いつつ、必要なポストに人員を配置し、適切な現場管理ができて

要求実現に向けて意思統一

全国代表者会議を開催

本部は1月24日、東京・林野会館において全国代表者会議を開催しました。

冒頭、篠原中央執行委員長は、本部オルグへの協力や野党再編に関する情勢報告の旨を述べました。

その後、中村書記長から、国会情勢などの取り巻く状況と課題、2020年春季生活闘争に向けた取り組み、公務員の定年引き上げ、転居を伴う異動に係る職員の負担問題等について提起を行いました。

また、森林組合法改正、森林環境税及び森林環境譲与税を巡る動き、2020年度事業予定に係る取り組み等について、この間の経過と今後の取り組みについて提起を行いました。

また、森林組合法改正、森林環境税及び森林環境譲与税を巡る動き、2020年度事業予定に係る取り組み等について、この間の経過と今後の取り組みについて提起を行いました。

また、森林組合法改正、森林環境税及び森林環境譲与税を巡る動き、2020年度事業予定に係る取り組み等について、この間の経過と今後の取り組みについて提起を行いました。

また、森林組合法改正、森林環境税及び森林環境譲与税を巡る動き、2020年度事業予定に係る取り組み等について、この間の経過と今後の取り組みについて提起を行いました。



林生・林床
はやしいきる
つよきみつめる
No.250

▼今年も早くも2月中旬を迎えたが、今年の年末年始は航空チケットの購入が出遅れて、結果、北海道に帰らず、東京で迎えた▼今年9連休であったので、あれこれ予定を立ててみたが、結局は正月月となってしまった▼そんな中でも、東京は江戸からの歴史から神社仏閣が多いので、北海道のときはあまりいかなかった神社仏閣巡りを兼ねて初詣にいった▼正月三日が日曜で神田明神にいったが、あまりの人手のために断念し、官舎近くの富岡八幡宮にお参りし、おみくじを引いてみると大吉であった、今年が良い年となる自分では思っている▼今回はじめて中央委員会に向けての本部オルグで中部地本管内を回らせていただいた、受け入れていただいた地本・分会の組合員のみならず、この場を借りてお礼申し上げます▼今年、暖冬の影響で降雪も少なくスキー場も営業に支障がでているとのことであった、印象深かったのは、木曾谷には営林署が十数箇所以上あったが、今は2箇所管理しているとのこと、林業政策の歴史を見ていると、貴重な仲間を頂戴しました、今後の取り組みに生かしていきたいと思えます。

【M】

仲間の職場実態を学ぶ

第53回全国青年団結集会に参加

【齋藤通信員 青女】
 1月26日から27日にかけて、第53回全国青年団結集会が高知県高知市で開催され、青年女性委員会の仲間が現地スタッフも含め約20名参加しました。

初日には代表委員である齋藤青年女性委員長が、林野労組の課題も交えながら「20春闘勝利に向けては地元20春闘勝利に向けては地元仲間から「県庁職場のパワハラの実態」と題して報告がありました。どの職場においても、要員が雇用形態の枠を超えて大いに

学習と交流を深めてほしい」と力強い挨拶を行いました。構成詩では高知県庁で働く仲間から「県庁職場のパワハラの実態」と題して報告がありました。どの職場においても、要員が雇用形態の枠を超えて大いに

では、「生活職場点検手帳」を基に議論を行いました。手帳を活用し、具体的な賃金の要求額や、時間外労働の実質時間など具体的な数字を出すことにより、「何が問題なのか」ということをより深い議論ができました。仲間からは「賃金要求するよりも、残業代で稼いだり、投資で増やす方が手取り早い」「自分の能力不足で残業しているの

きました。また、今回の集会で出された実態については、林野労組でもそのような状況がないか、今一度自分の職場実態について考える必要があると思いました。



第53回全国青年団結集会に参加した青年女性委員会の仲間

「どうしてパワハラ職場が横行するのか」と考える機会になりました。職場シヨットリレーでは郵政の仲間から、職場の機械化について、「一人一人の業務は楽になるが、合理化攻撃の温床となる」といった危険性について報告がありました。分散会討論

集会の最後には、「2020春闘勝利に向けて」「賃金悪く、心身ともに元気で働き続けるための必要な費用である賃金を職場や労働組合で訴えよう」と宣言がありました。宣言からは、①衣食住にかか

2月3日、2020春季生活闘争の開始を広くアピールするため、連合の「闘争開始宣言2・3中央総決起集会」が開催されました。すべての働く人のための春季生活闘争「みんなの春闘」に向けて取り組みの意思を固めるため、パート・派遣等で働く仲間、障がい者、外国人労働者、学生などが参加したトークライブと、主に連合組合員が参加した決起集会を別々の会場にて同時並行で開催し、随時、両会場の様子を相互に中継しながら進行しました。トークライブには100名、決起集会には1,050名が結集し、総勢1,145名の集会となりました。冒頭、神津中央闘争委員長

は「2020春季生活闘争は分配構造の転換につながる賃上げに取り組み、すべての働く者のための春季生活闘争とならなければならない」と宣言した上で、今次闘争方針にて示した「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みの意義等について述べました。決意表明では、野中労働条件・中小労働委員会委員長から「分配構造の転換につながる賃上げに取り組みることによって、すべての働く者の労働条件改善を実現していく」と、また、増田雇用法制委員会委員長から「日々刻々と変化する環境に対して、安心して働くことのできるルールをつくり、職場に定着させる

「みんなの春闘」の取り組みの意思を固めるため、パート・派遣等で働く仲間、障がい者、外国人労働者、学生などが参加したトークライブと、主に連合組合員が参加した決起集会を別々の会場にて同時並行で開催し、随時、両会場の様子を相互に中継しながら進行しました。トークライブには100名、決起集会には1,050名が結集し、総勢1,145名の集会となりました。冒頭、神津中央闘争委員長

その後、榎原中央闘争委員から闘争開始宣言(案)の提起があり、満場の拍手で採択されました。最後に、両会場を中継でつなぎ、途見中央闘争委員長代行の発声によるがんばろう三唱で集会を締めくくりました。

春闘の開始をアピール

中央総決起集会が開催

ガイドラインを公表

ハラスメント根絶に向けて

1月28日に、連合から、管理上講ずべき措置等について「ハラスメント対策関連法を職場に活かす取り組みガイドライン」が公表されました。ハラスメント対策関連法とは、昨年成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」のことで、ハラスメントを放置する業務主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用対策関連法とは、昨年成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」のことで、ハラスメントを放置する業務主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用

よみうりホール会場には連合組合員が集い、闘争開始に向けた意思を結集